

甲南大学体育会準硬式野球部 甲球会 (OB・OG 会) 規約

(総則)

第1条 本会は、甲球会と称する。

(組織)

- 第2条 本会は、甲南大学体育会準硬式野球部（以下、単に大学野球部という）OB及びOG（以下、会員という）を以って組織する。
- 前項の会員とは、大学野球部最終シーズンに在籍したもの、又は、途中退部者であって、本会の会長が入会を認めた者をいう。
 - 歴代顧問（部長）を名誉会員とする。
 - 現役部員を準会員とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、大学野球部への援助並びにその発展に寄与することを目的とする。

(役員)

- 第4条 本会には、次の役員を置く。
- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名以内 |
| 代表幹事 | 1名 |
| 常任幹事 | 30名以内 |
| 幹 事 | 各学年1名 |
| 会計幹事 | 1名 |
| 会計監査 | 1名 |
- 会長は本会を代表し、本会運営に関して最終決定権を有する。
 - 副会長は会長を補佐すると共に、会長に事故ある時はこれを代行する。
 - 代表幹事は、常任幹事の互選により選任し、事務局を担当して本会運営を統轄する。
 - 常任幹事は、本会の重要事項等の決定など本会の運営に携わるものとする。
 - 幹事は、各学年の代表として本会運営に寄与することを旨とする。
 - 副会長及び常任幹事は、会長がこれを指名する。
 - 役員の任期は3年とする（選任された定例総会から3年後の定例総会まで）。但し、再任は妨げない。

(総会)

- 第5条 本会の総会は、年1回の定例総会及び必要に応じこれを開くものとする。
- 総会での議決及び承認は、出席会員の3分の2以上の賛成を以ってこれを決するものとする。
 - 総会は会長がこれを招集する。

(常任幹事会)

- 第6条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、会計幹事、会計監査及び事務局担当幹事によって構成し、必要に応じ随時これを開くものとする。
- 常任幹事会での議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。
 - 常任幹事会は代表幹事がこれを招集する。
 - 代表幹事は、学年幹事を加えた拡大幹事会を開くことができる。

(事務局)

- 第7条 本会は、その運営を円滑ならしめるため事務局を設置する。
- 事務局は、その所在地を大学野球部内とする。但し、便宜上代表幹事宅をその事務局とすることができる。
 - 代表幹事は、副代表幹事、代表幹事補佐及び学年幹事を選任することができる。
 - 事務局は、代表幹事、副代表幹事及び代表幹事補佐、広報担当幹事がこれを担当する。
 - 大学野球部監督、コーチは自動的に事務局担当幹事を兼ねるものとする。
 - 事務局は現役部員を、その補佐的任務に当たらせることができる。

(議決・承認)

- 第8条 総会に於ける議決及び承認事項は、次のとおりとする。
- 役員の選出、又は承認
 - 年会費の決定
 - 常任幹事会決定事項の承認
 - 予算及び決算報告の承認
2. 常任幹事会は、次に掲げる事項及び前項に掲げる事項以外の本会運営に係る件を、決定することができる。
- 大学野球連盟及び各担当幹事の選任
 - 大学野球部監督及びコーチの選任又は解任
 - 特別会費徴収に関する件
 - その他本会の目的達成に必要と認められる事項

(会費の徴収)

- 第9条 会員は前8条第1項により決定された年会費を納めるものとする（金額は内規による）。
- 年会費及び特別会費は、次の方法により徴収する。
 - 甲球会又は出納担当幹事名の預金口座への振込み
 - 大学野球部部員による集金
 - 常任幹事、学年幹事及び事務局担当幹事による集金
 - その他

(会計)

- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 予算及び決算報告は、定例総会に於いてこれを上程又は報告し、その承認を得なければならない。

(附則)

- 第11条 本規約の追加、変更及び削除並びに内規・細則などの制定は総会に於いて決定する。

以上